

特定外来生物対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により指定されている特定外来生物について、県民生活の安全・安心を確保することを図ることを目的として、特定外来生物対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 特定外来生物の情報交換に関する事項
- (2) 特定外来生物の防除体制に関する事項
- (3) 特定外来生物の防除手法に関する事項
- (4) その他目的の達成に必要な事項

(構成員)

第3条 連絡会議の構成員は、第1条の目的の達成に係る国、県、市町村の関係行政機関により構成するものとし、別表に掲げる構成団体の職員とする。

2 議長は、環境部副部長をもって充てる。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、議長が招集する。

2 連絡会議の運営は、議長がこれに当たる。

3 議長は、必要に応じて連絡会議に構成員以外の関係者の出席を要請することができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、環境部自然環境課が担当する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表

区分	団体名
国	環境省関東地方環境事務所野生生物課 農林水産省関東農政局生産経営流通部農産課
県	環境部 環境部自然環境課 中央環境管理事務所 西部環境管理事務所 東松山環境管理事務所 秩父環境管理事務所 北部環境管理事務所 越谷環境管理事務所 東部環境管理事務所 保健医療部生活衛生課 衛生研究所 動物指導センター 農林部農業支援課 農林総合研究センター茶業特産研究所 警察本部生活環境第二課
市 町 村	さいたま市環境管理事務所 東松山市環境保全課 秩父市環境課 寄居町環境衛生課 蓮田市生活環境課